指定 訪問介護事業所の運営規程 わかばケアセンター 鹿浜 運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社わかばケアセンターが開設する指定訪問介護事業所わかばケアセンター鹿浜(以下「わかば事業所」という。)が行う指定訪問介護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者(以下「訪問介護員等」という。)が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日 常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。
 - 2 事業の実施に当たっては、関係市区町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、 総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 1 名称 わかばケアセンター鹿浜
 - 2 所在地 東京都足立区鹿浜6-3-14

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事務所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

1 管理者 1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定訪問 介護の提供に当たるものとする。

- 2 サービス提供責任者 1名以上
 - サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等 に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行う。
- 3 訪問介護員 常勤換算 2.5名以上(サービス提供責任者を含む。) 訪問介護員等は、指定訪問介護の提供にあたる。
- 4 事務職員 0名(非常勤職員) 必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事務所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、祝日及び12月31日から1月3日までを 除く。
- 2 営業時間 午前9時から午後6時までとする。
- 3 電話等により、緊急時24時間対応とする。

(訪問介護の内容及び利用料等)

- 第6条 指定訪問介護の内容は次のとおりとし、指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割、2割又は3割の額とする。
 - 1 身体介護 食事介助、排泄介助、入浴(清拭)介助、着替介助、体位交換、通院介助、見守り的援助
 - 2 生活援助 食事の支度、洗濯、掃除、買い物、薬の受取
 - 3 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問介護に要した交通費は、その実費を徴収する。

なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

実施地域を越えてから、片道おおむね1キロメートル未満 100円

4前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をして支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、足立区の全域とする。

(相談・苦情対応)

- 第8条 当事業所は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。
 - 2 当該事業所は、前項の苦情の内容等について記録し、当該利用者の契約終了の日から2年間保存する。

(事故処理)

- 第9条 当事業所は、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに区市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
 - 2 当事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、当該利用者の 契約終了の日から2年間保存する。
 - 3 当事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(緊急時等における対応方法)

第10条 訪問介護員等は、訪問介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたと きは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(虐待の防止のための措置)

- 第11条 事業所は、利用者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、また虐待の防止に必要な措置を講じるとともに、虐待を受けている恐れがある場合はただちに防止策を講じ区市町村へ報告する。
 - 2 虐待の防止に関する担当者を選定する。
 - 3 成年後見制度の利用に当たって必要となる支援を行う。
 - 4 苦情解決体制を整備する。
 - 5 従業者に対し、虐待防止のための普及・啓発の研修を定期的に(年1回以上)開催するとと もに、新規採用時には必ず実施する。
 - 6 虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会を設置し、定期的に(年1回以上)開催するとともに、委員会での検討結果を従業者に周知徹底する。

(身体的拘束等の禁止)

- 第12条 事業所は、居宅介護等の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行わないものとする。
 - 2 前項の緊急やむを得ない場合とは、次のいずれにも該当する場合をいう。
 - (1) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体に危険が及ぶ可能性が著しく高いこと。
 - (2) 身体的拘束等を行う以外に当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するための手段がないこと。
 - (3) 身体的拘束等が一時的なものであること。
 - 3 事業所は、身体的拘束等を行う場合は、管理者及びサービス管理責任者を含む3名以上で構成する組織体で判断し、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について検討した過程その他必要な事項を記録及び保管する。
 - 4 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用可)を定期的(年1回以上)に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的(年1回以上)に実施する。

(業務継続計画の策定等)

- 第13条 事業所は、感染症や非常災害時の発生時において、利用者に対する指定居宅介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする
 - 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
 - 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う ものとする。

(衛生管理等)

- 第14条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよう、次の各号に掲げる措置 を講じるものとする。
 - 2 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話 装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとと もに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
 - 3 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
 - 4 事業所において、職員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(その他運営についての留意事項)

第 15 条

- 1 訪問介護事業所は、介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
- 一 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- 二 継続研修 年2回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は株式会社わかばケアセンターと事業所 の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規定は、令和7年4月1日から施行する。